

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 12月の主な成立法令一覧
3. 12月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
4. 12月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）
5. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事】

- (1) 最二判平成14年6月10日判タ1102号158頁 平成11年（受）第271号各第三者異議事件
（法務速報14号3番で紹介済）

特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は、特段の事情のない限り、何らの行為を要せずに、被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継される点で、法定相続分又は指定相続分の相続の場合と本質において異なるところはないから、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言によって不動産を取得した者は、登記なくしてその権利を第三者に対抗することができる

- (2) 福岡高判平成12年11月22日判タ1102号209頁 平成11年（ネ）第1005号、損害賠償等請求控訴事件

地方議会の他議員に対する論難は当然に意見発表の自由として尊重、保護されるべきであるが、これにより、対立議員の名誉等が故なく侵害される理由はなく、政策論争や意見発表等の域を超え、誤った事実を披瀝するなどの行き過ぎのあるときは、地方公共団体の議員は、議会内の演説や討論であっても、正当な職務行為と認められるときは別として、それが不法行為を構成する場合には、当然責任を負わねばならない。

- (3) 東京高判平成13年4月10日判タ1102号254頁、平成12年（ネ）第6246号、損害賠償請求控訴事件

1 自動車総合保険契約における他車運転危険担保特約（保険契約者等が臨時に被保険自動車以外の自動車を運転中に起こした事故について、一定の要件のもとに保険契約の担保の対象とする特約。「常時使用する自動車」を除外している。）における「常時使用する自動車」の解釈においては、使用の形態からみて日常的に使用しているか否か、また、それが個別的、一時的な使用許可ではなく、包括的な使用許可に基づくものであるか否かの観点から判断すべきである。

2 雇主から3か月間にわたり包括的な使用許可を得て通勤用に借用されていた本件車両は、「常時使用する自動車」に該当するので、本件保険会社には保険金を支払うべき義務がない。

- (4) 東京高判平成14年4月24日判時1796号91頁 平成13年（ネ）3961号

建物建築業者の紹介により土地を購入した買主が、その業者に建物の建築を請け負わせ、請負人が買主に対し、建築確認の取得についても責任を負うことを約したケースにおいて、公法上の規制（道路予定地）による制限の存在を看過したまま、土地上に建物を建築した請負人には、買主に対する説明義務違反があるととして、土地の売買代金並びに建物建築の請負代金の合計額の約10パーセントなどを損害として認めた事例。

- (5) 東京高判平成14年5月23日判時1798号81頁 東京高裁平成13年（ネ）6387号

内外タイムズが埼玉県議の脱税疑惑を報じて名誉毀損による損害賠償を請求された事例。一審は名誉毀損を認めたが、控訴審では、議員やその候補者に関する事実や意見は民主的政治の土台として表現・報道の自由を最大限尊重されるべきだとし、真実性・相当性の問題について「真実性のある表明事実を主要基礎とし、その経緯事実や周辺事実から推論した表明事実について、真実であること、真実であると信じるについて相当な理由があることの完全な証明がなくても、疑念、疑惑として合理的な根拠があり、国民、政党、議会等あるいは司直の手によって今後の更なる真実究明をする必要があることを社会的に訴えるために」表明することは民主的政治の維持のために許容され、違法性を欠くものと解すべきだと判示した。そして脱税疑惑について「不正行為の疑惑を抱いたとしてもやむを得ない程度の合理的な理由がある」とし、「公正な論評としても許容されないものであるとまでいえない」として一審を取消、請求を棄却した。

- (6) 東京地判平成13年9月28日判タ1097号84頁（薬害エイズ厚生省事件第一審判決）

1 血友病患者が医師から血友病治療薬である非加熱濃縮血液凝固第VII因子製剤の投与を受けたところ、同製剤にHIV（ヒト免疫不全ウイルス）が混入していたためこれに感染し、やがてエイズを発症して死亡した場合につき、同製剤の製造・輸入の承認等に関する行政事務を統括する立場にあった厚生省課長の過失責任が否定された事例。

2 肝機能障害患者が医師から吐血剤として非加熱濃縮血液凝固第IX因子製剤の投与を受けたところ、同製剤にHIVが混入していたためにこれに感染し、やがてエイズを発症して死亡した場合につき、同製剤の製造・輸入の承認等に関する行政事務を統括する立場にあった厚生省課長の過失責任が肯定された事例。

3 本件において結果回避義務違反の有無を判定するにあたっては、予見可能性の程度及び代替治療手段との比較考量が重要な考慮要素になるとした事例。

4 製薬会社が医師に対し自社の血液製剤はエイズに関し安全である旨虚偽の宣伝をしていた場合であっても、厚生省係官において、同製剤が販売・投与されること自体は容認していたなどの判示の事情の下では、同係官の過失行為と医師から同製剤を投与されたアとに起因する患者の死亡との間には、因果関係があるととした事例。

(7) 東京地判平成13年11月30日判時1796号121頁 平成10年(ワ)29886号
大学の正規の授業時間外に学外で行われた合宿中、担当教授が参加女子学生に対してわいせつ行為をしたケースにおいて、担当教授の指導者としての地位、合宿などと授業内容との共通性、合宿参加者と授業参加者との共通性等の諸事情に照らし、合宿の実施は授業の延長としての性格を有するものというべきであるから、当該わいせつ行為は大学の事業の執行行為と密接な関連性を有する行為と認められるとして、大学の使用者責任を認めた事例。

(8) 東京地判平成13年12月27日判時1798号94頁 東京地裁平成9年(ワ)21352号
昭和4年生まれの高齢者がレストランの自動ドアに当たって転倒し、骨折したという事例において、「高齢者や幼児も利用することを前提として通常有すべき安全性を備えている必要があること」、補助光電スイッチがなかった以上ドアにぶつからないで通過できるだけの通行可能時間を設定しておくべきだったのにそうでなかったことなどから、本件ドアには通常有すべき安全性を備えていたとはいえないとし、賠償責任を認めた。

【知財】

(9) 東京高判平成14年11月25日 裁判所HP 平成13(ネ)107 特許権 民事訴訟事件
特許権の共有名義人である一審原告と一審被告Bとの間の本件特許権の帰属をめぐる争いを背景として、一審原告が一審被告ピーシーに対し、本件特許の専用実施権設定契約は、実施料の不払により解除されたとして、その設定登録の抹消登録手続を求めた事案。
一審原告は、他方の共有者である一審被告Bが実施料の支払義務を負う専用実施権者の代表者である点を主張するが、そのような事情があるからといって本件特許権について2分の1の共有持分権を有する一審被告Bの管理権限を無視することが正当化されるものではないので、一審原告が主張する専用実施権設定契約の解除の効力を認めることはできない、として控訴を棄却した。

(10) 東京地判平成14年12月10日 裁判所HP 平成12(ワ)13924 実用新案権 民事訴訟事件
被告エスト・ワンは、前件訴訟において訴外エストに不利な判決がされることが予想されたことから、当該判決に基づく強制執行を免れるとともに原告を含めた債権者の追求を排除しながら訴外エストの営業を事実上承継することを目的として、休眠中であった別会社の法人登記を利用して法人としての実体を付与されたので、実質的には訴外エストと同一の法人格を有するものというべきであり、少なくとも原告との関係においては、訴外エストの原告に対する実用新案権侵害に基づく責任を回避するために法人格が濫用された場合に当たるといえるべきであるので、法人格否認の法理の適用により、原告は被告エスト・ワンに対して前件判決において認容された請求と同一の請求を行使することができる。

【民事手続】

(11) 東京高決平成14年5月30日判時1797号157頁 平成14年(ラ)第908号、948号 会社更生手続決定に対する抗告事件
本店が福岡市にある株式会社に対する会社更生手続開始申立事件が東京に申し立てられたことについて、当該株式会社は九州地方に11店舗の直営店を運営する会社であり、東京都内には営業店すら存在せず、債権者の99パーセントにあたる670社の本店所在地も九州地方に存在するのであるから、当該株式会社の営業が親会社の営業と一体であるとはいえず、そもそも原裁判所は親会社の本店所在地である大阪市を管轄する裁判所ではない。原決定は、更生会社である親会社の本店所在地を管財人の事務所所在地である東京都としたうえで、同所をもって親会社の子会社である当該会社の本店所在地とし、原審裁判所に本件会社更生手続申立事件の管轄があるとするものであり、もはや専属管轄について定めた会社更生法6条の解釈の域を超えたものである。よって、原決定を取り消し、本件を専属管轄を有する福岡地方裁判所に移送する。

(12) 最決平成14年4月26日判タ1097号274頁 (法務速報13号15番で紹介済)
仮執行宣言付判決の上訴審係属中に金銭を供託する方法による担保を立てて強制執行停止決定を得た債務者が破産宣告を受けたことから破産管財人が担保の事由が消滅したとして担保取消決定がされたことに対し債権者らが即時抗告をした事案において、仮執行宣言付判決に対する上訴に伴う強制執行の停止のために担保が立てられた場合において、債務者が破産宣告を受けたことの一事をもって「担保の事由が消滅したこと」に該当するということとはできないとした事例。

【公法】

(13) 最三判平成14年7月2日判時1797号3頁 平成10年(行ヒ)第51号・損害賠償代位請求 (法務速報15号26番で紹介済)
1 実体法上の請求権の行使を怠る事実に係る住民監査請求について、監査委員が怠る事実の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならぬとしても、当該行為が財務会計法Kに違反して違法であるか否かの判断をしなければならぬ関係にない場合には、当該怠る事実を対象となされた監査請求は、地方自治法242条2項の規定の趣旨を没却すべきものとはいえない。
2 県の実施した指名競争入札において談合をした指名業者らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実に係る住民監査請求については、地方自治法242条2項の規定の適用がないものと解するのが相当である。

(14) 最一判平成14年7月16日判タ1102号156頁、平成14年（行ヒ）第131号、埼玉県議
旅行損害賠償請求事件
（法務速報16号22番で紹介済）
県議会欧州行政視察旅行につき、その実体は単なる観光旅行であって、その旅費等
の支出は地方財政法4条1項等に違反する違法なものであり、県は支出金相当の損害
を被ったとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、県に代位して、議員の
旅費等の支出負担行為兼支出命令をした者に対し、各旅費等相当額の損害の賠償を請
求した事件において、支出負担行為、支出命令及び支出についての監査請求期間は各
行為の日から計算すべきであるとして、訴えが却下された事例。

(15) 最一判平成14年7月30日判タ1102号152頁 平成14年（行ヒ）第95号選挙無効確
認請求事件
（法務速報16号26番で紹介済）
公職選挙法205条1項にいう「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、選挙
管理の任にある機関以外の者の行為であっても、選挙の管理執行に密接に関連する事
務を行う者が、選挙地域内の選挙人全般の自由な判断による投票を妨げ、選挙の自由
公正の原則を著しく阻害したと認められるものである場合をも含むと言うべきである
から、村長が、村長選挙において、戸籍謄抄本の交付権限を濫用し、他の立候補予定
者の戸籍抄本の入手を妨げて立候補を妨害し、無投票当選を果たしたことは、同条項
にあたる（本件では、被上告人は、平成13年1月6日立候補を決意したが、同年同月
6日（土曜日）から告示日（同年同月8日）まで三日連続して休日にあたることになっ
た。）

(16) 東京高判平成14年4月24日判タ1102号295頁 平成13年（行コ）第174号、平成
14年（行コ）第30号、損害賠償等請求控訴、同附帯控訴事件
1 地方自治法92条の2の規定に違反して普通地方公共団体の議会の議員が当該普
通地方公共団体に対して請負をする者となったとしても、その請負に当たる行為が当
然に無効となったり、違法となったりするものと解することはできない。
2 本件区の住宅政策を遂行するために、住宅供給者たる区議会議員に対する本件
各補助金の交付は、地方自治法232条の2の規定にいう「公益上必要がある場合」に該
当する。

【刑事】

(17) 最一決平成14年7月15日判タ1102号164頁 平成13年（あ）第817号廃棄物の処理
及び清掃に関する法律違反被告事件
（法務速報16号29番で紹介済）
被告会社は、愛媛県知事から産業廃棄物の中間処分（焼却、破碎）の許可を受け、
産業廃棄物の処理等を営んでいたところ、被告会社の代表取締役（被告人）が従業員
2名と共謀の上、被告会社の業務に関し、24回にわたり、搬入された産業廃棄物約
91.1tを中間処分を行う産業廃棄物処理施設の斜面に放出し、その上に残土、真
砂土を振りかけ、それらを混合したり、地固めするなどして、原状に復するのが困難
な状態にしたなどの事実関係の下では、被告人は、当該産業廃棄物を上記斜面付近の
地表及び地中の一部を形成する状態に至らせて、埋立処分の事業を行ったものと認め
られるから、同被告人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律14条の2第1項に違反
して、被告会社の事業の範囲を変更したというべきである。

(18) 神戸地判平成14年3月25日判タ1097号312頁
援助交際相手の中学一年生の女子生徒を、手錠を掛けるなどして自動車内に監禁
し、畏怖した同女をして高速道路を疾走中の同車から飛び降りさせ死亡させた監禁致
死等の事案において、被告人に懲役6年の実刑が言い渡された事案。

法令・書籍紹介（中村）

12月の主な成立法令一覧

種類 提出回数 番号
議案件名

- ・衆法 154 23
有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律
・・・当該海域の環境保全と水産資源の回復による漁業振興に関する基本的指針。
- ・衆法 154 25
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律
・・・株式相互持合の解消に関する規定と銀行等保有株式取得機構の買取株式の処分
に関する規定を定めた法律
- ・衆法 154 43
社会保険労務士法の一部を改正する法律
・・・あっせん代理業務の追加や社労士法人に係わる諸規定を整備した法律
- ・衆法 154 46
自然再生推進法
・・・行政機関、地方公共団体、地域住民等が自然環境を保全、再生など維持管理す
るための規定を定めた法律
- ・衆法 155 2
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
・・・国会議員の期末手当を特別職の国家公務員に準じて改定する法律

- ・衆法 155 3
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 国会議員の秘書の給与額を一般職の国家公務員に準じて改定する法律
- ・衆法 155 5
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律
・ ・ ・ いわゆる俘被害者に対し、給付金支給、雇用・教育機会の確保等、様々な特例措置を定めた法律
- ・衆法 155 7
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律
・ ・ ・ ★
- ・衆法 155 8
戸籍法の一部を改正する法律
・ ・ ・ ★
- ・閣法 154 66
母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 子育て支援、就業支援、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等を図る法律
- ・閣法 154 68
古物営業法の一部を改正する法律
・ ・ ・ ホームページを利用する古物商が買受け等の相手方を確認するための措置を規定する法律
- ・閣法 154 83
独立行政法人国立病院機構法
- ・閣法 154 102
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律
・ ・ ・ 行政機関等の手続に関し、電子情報処理組織や情報通信の技術を利用すること可能にするための法律
- ・閣法 154 103
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
・ ・ ・ 閣法154 102施行に伴い、会計検査院法等の関係法律の整備をする法律
- ・閣法 154 104
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
・ ・ ・ 電磁的方式による行政手続において、地方公共団体の認証業務に必要な事項を定める法律
- ・閣法 155 1
知的財産基本法
・ ・ ・ 知的財産の創造、保護及び活用のため、国、地方公共団体、大学等の責務を定め、その推進計画の作成、推進に必要な体制を整備するための法律
- ・閣法 155 2
法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律
・ ・ ・ 法科大学院構想の基本理念を定めたもの。具体的な制度についての規定は見られない。
- ・閣法 155 3
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 法科大学院の修了者に司法試験の受験資格を認める法律。司法修習の期間を最低一年としている。
- ・閣法 155 4
学校教育法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 大学等の認証評価制度や専門職大学院制度を設ける法律
- ・閣法 155 5
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 防衛庁職員の俸給月額を一般職国家公務員に準じて改定する法律
- ・閣法 155 8
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 裁判官の報酬月額を一般の政府職員に準じて改定する法律
- ・閣法 155 9
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 検察官の報酬月額を一般の政府職員に準じて改定する法律
- ・閣法 155 10
建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 大規模修繕の決議要件緩和、管理者の権限拡充、管理組合法人の人数要件の撤

廃、復旧決議における買取指定者制度の創設等を図る法律

・閣法 155 11

独立行政法人国民生活センター法

・閣法 155 12

独立行政法人北方領土問題対策協会法

・閣法 155 13

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律

・ . . . ※

・閣法 155 14

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律

・閣法 155 15

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律

・ . . . ※

・閣法 155 16

独立行政法人国際協力機構法

・閣法 155 17

独立行政法人国際交流基金法

・閣法 155 18

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律

・ . . . ※

・閣法 155 19

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法

・閣法 155 20

放送大学学園法

・ . . . ※

・閣法 155 21

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律

・ . . . ※

・閣法 155 22

独立行政法人日本スポーツ振興センター法

・閣法 155 23

独立行政法人日本芸術文化振興会法

・閣法 155 24

独立行政法人科学技術振興機構法

・閣法 155 25

独立行政法人日本学術振興会法

・閣法 155 26

独立行政法人理化学研究所法

・閣法 155 27

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法

・閣法 155 28

独立行政法人労働者健康福祉機構法

・閣法 155 29

独立行政法人福祉医療機構法

・閣法 155 30

独立行政法人労働政策研究・研修機構法

・閣法 155 31

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法

・閣法 155 32

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

・ . . . ※

・閣法 155 33

独立行政法人雇用・能力開発機構法

・閣法 155 34

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法

- ・閣法 155 35
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法
- ・閣法 155 36
社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律
．．． ※
- ・閣法 155 37
独立行政法人農畜産業振興機構法
- ・閣法 155 38
独立行政法人農業者年金基金法
- ・閣法 155 39
独立行政法人農林漁業信用基金法
- ・閣法 155 40
二立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律
- ・閣法 155 41
独立行政法人緑資源機構法
- ・閣法 155 42
独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律
- ・閣法 155 43
独立行政法人日本貿易振興機構法
- ・閣法 155 44
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律
．．． ※
- ・閣法 155 45
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法
- ・閣法 155 46
中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律
．．． ※
- ・閣法 155 47
独立行政法人中小企業基盤整備機構法
- ・閣法 155 48
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法
．．． ※
- ・閣法 155 49
独立行政法人国際観光振興機構法
- ・閣法 155 50
独立行政法人水資源機構法
- ・閣法 155 51
日本下水道事業団法の一部を改正する法律
．．． ※
- ・閣法 155 52
日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律
．．． ※
- ・閣法 155 53
東京地下鉄株式会社法
．．． ※
- ・閣法 155 54
独立行政法人自動車事故対策機構法
- ・閣法 155 55
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律
．．． ★
- ・閣法 155 56
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律
．．． ★
- ・閣法 155 57
会社更生法
．．． ★

・閣法 155 58
会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
・・・★

・閣法 155 59
公職選挙法の一部を改正する法律
・・・★

・閣法 155 60
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律
・・・★

・閣法 155 61
預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律
・・・★

・閣法 155 62
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法
・・・★

・閣法 155 63
農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律
の一部を改正する法律
・・・★

・閣法 155 64
郵便法の一部を改正する法律
・・・郵便業務に従事する者の故意又は重大な過失により、記録郵便物を提供することができなかつた場合、国の損害賠償責任の範囲を拡大する法律

・閣法 155 65
有線電気通信法の一部を改正する法律
・・・いわゆる「ワン切り」業者に一年以下の懲役又は百万円以下の罰金という罰則を課した法律

・閣法 155 66
農薬取締法の一部を改正する法律
・・・未登録の農薬製造、加工、輸入、使用を禁止し、農薬の成分の含有量に関して虚偽の宣伝をすることを禁ずる法律

・閣法 155 69
構造改革特別区域法
・・・★

・閣法 155 70
電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律
・・・★

・閣法 155 71
独立行政法人原子力安全基盤機構法
・・・※

注1：独立行政法人の組織に関する法律の紹介は割愛します。

注2：※は、独立行政法人と類される組織です。

注3：★の法律に関しては次号紹介します。

12月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・みずほ信託銀行証券代行部編 商事法務 187頁 ¥1900
基礎から学ぶ株式実務

・税理士法人山田&パートナーズ編 中央経済社 380頁 ¥4000
金庫株の税・会計・法律の実務Q&A

・田山輝明 法学書院 208頁 ¥2200
事例で学ぶ家族法 ・・・★

・NBL編集部編 商事法務 165頁 ¥1200
別冊NBL 74 破産法の見直し等に関する中間試案と解説

・アメリカ法律協会著 田島 裕訳 商事法務 607頁 ¥11000
UCC2001 アメリカ統一商事法典の全訳

・ベンチャーサポート研究会著 自由国民社 303頁 ¥1700

会社を経営するならこの一冊 . . . ★

・ 武井一浩 商事法務 261頁 ¥3800
新しい経営機構戦略 委員会等設置会社・監査役設置会社の選択制に関する実務・解釈上の論点

・ 別冊商事法務編集部編 商事法務 239頁 ¥2800
別冊商事法務255 金庫株解禁等の理論と実務

・ 別冊商事法務編集部編 商事法務 230頁 ¥2900
別冊商事法務256 株式制度・株主総会のIT化等の理論と実務

・ 原田恒敏 中央経済社 216頁 ¥2000
経営者・実務担当者のための商法大改正のすべて 法務・経営・会計・税務の重要ポイント

・ 村林隆一・小松陽一郎編 青林書院 616頁 ¥5000
新・青林法律相談 1 特許・実用新案の法律相談

・ 高林 龍 有斐閣 290頁 ¥2500
標準特許法

・ 久保利英明・中村直人・菊池伸ほか著 商事法務 282頁 ¥2800
平成14年商法改正のすべて

・ 服部榮久 燃焼社 168頁 ¥2000
法律の中での知的財産

12月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・ 高橋 眞 ミネルヴァ書房 236頁 ¥3800
Minerva 人文・社会科学叢書 日本の法意識論再考

・ 論文編集委員会編 青林書院 604頁 ¥12000
内田文昭先生古稀祝賀論文集

・ 松井圭三 大学教育出版 100頁 ¥1200
介護保険政策集

・ 伊藤滋夫・山崎敏彦 有斐閣 380頁 ¥3200
ケースブック要件事実・事実認定

・ 小林直樹 有斐閣 550頁 ¥10000
憲法学の基本問題

・ 渋谷秀樹 有斐閣 400頁 ¥3500
日本国憲法の論じ方

発刊書籍＜解説＞

・ 事例で学ぶ家族法
親族法・相続法に関する法律問題を具体的な事例を取り上げて詳解する教書。入門的ではあるが事例が实际的であり、関連ケースについての判例も多く取り上げられているため、実務書としても十分に機能する内容である。各事例について、一般的法理論を説明した上で設例について法解釈を行う構成となっている。

・ 会社を経営するならこの一冊
会社設立を目指す起業家に必読をお勧めしたい実践的手引書。起草から設立、経営管理、清算等の各段階について、実例と図解を多く取り入れて各分野の専門家の意見を紹介している。また、構成が会社経営における時間軸に沿っているので大変読み易い。

株主代表訴訟やM&A、知的財産などの時事的なトピックの実例について記載された各章については専門書としての価値もある。